

説明資料第2稿は、現段階では第1稿との比較のかたちで書かれており、全体像が極めて見難いので、そのページにしたがって、取り敢えずを第1回として提出する。

〔計画策定 4章〕 8ページ

4. 1. 1 河川整備の方針 計画策定・実施のあり方 対象範囲

「・・・指定区間外区間（・・・）を計画対象とする。ただし、計画策定上必要となる指定区間・流域についても言及する。」

→「・・・指定区間外区間（・・・）を」主たる計画対象とするが、それ以外の指定区間・流域についても言及し、とくに地方自治体等に委任した部分については、協議によってその対象化を図る。」

〔理由〕 従来からの委員会と〈河川管理者〉との話し合い（委員会議事録をも見よ）から、大きく外れている。本来であれば、〈指導〉等によって計画の徹底を図るべきであるが、今回は取り敢えず、上記のように下散えてがった表現を提案してみる。なお、「沿岸海域への影響をも視野に入れる」は秀逸であり、さらに言えばこここそ「言及する」とするのが良い。

〔治水・防災 4章〕〔治水・防災 5章〕 とくに、32～33ページと38～40ページ

4. 3. 1 治水・防災 洪水

5. 3. 1 治水・防災 洪水

●「高規格堤防」についての記述は、期間と金額があれば、これこそが最も相応しいものであるかに受けとられるおそれがある。すべての個所にこのようなものを作ることは、全く意味を持たないどころか、他の面で問題を大きく生じるものであることは明白である。また、「淀川と大和川に挟まれた大阪の中核部の防御を重点的に実施する」とあるが、数十年の範囲内でもそもそも全体的に可能であるとは考え難い。また、「この高規格堤防にすれば、防災は〈大丈夫〉である」との誤解を、改めて植え付けやすい表現である。その限界を整備計画においても明白に述べ、いっそう限定的に扱わねばならない。

●「緊急堤防補強区間」については、いわゆる「ハイブリッド堤防」など、中央部の補強などを重点的に行うことを、明示する必要がある。

●また、堤防が高すぎて、波堤・溢水などが生じたときに鉛直的な力がおおいにかかる区間などについては、「堤防の高さを切り下げる」との表現を加えるべきである。少なくとも今後の「検討」、「見直し」項目として掲げなければならないことである。

●「浸水被害」については、「破堤」等の危険に比べて致命的な点では小さいことに鑑みたかたちで、言及すべきである。

●「一連区間整備の完成」については、「下流の破堤の危険性を増大させる無堤部の築堤等」との記述は、無制限な「一連整備」を誘発する可能性があるため、「著しく」「極めて」などの限定詞を付すると同時に、その制限性を記述しなければならない。

〔ダム 4章〕〔ダム 5章〕

4. 7 ダム

5. 7 ダム

●「4. 1. 1 河川整備の方針 計画策定・実施のあり方 対象範囲」に挙げた考えを採用し、地方自治体に移管したものはもちろん、他の目的のための地方自治体・企業等の所管・経営するダムについても、全面的に言及することを明示し、〈河川管理者〉としての国が、意見を積極的に提示してそれを積極的に協議することを明示しなければならない。

●既設のダムについて、治水的役割はもちろん、あるいは自然環境保全上の役割を持たせるよう、「検討」、「見直し」項目に入れなければならない。

とくに「5. 7. 2 各ダムの調査検討内容」について

●委員会での過去の説明は、「提言」の内容からかなり離れているので、最終稿までに大幅な変更がなされるに違いないと期待する。

●説明においては、他との協議が必要であることを理由に、検討から早々に落とされた「代替え」項目が散見したが、それでは「検討」、「見直し」の意味は全くなく、「提言」の趣旨に大きく違反する。必ず大きく復活させて、十分に「検討」しなければならない。とくにダム建設には時間のかかることに鑑み、完成時点で意味が小さいもの多出しているとの批判のある実情を考慮に入れて、全面的な検討を行わなければならない。

●自然環境保全を目的とするものについては、その意義の理解し難いものが多いことに鑑み、その内容について具体的に「検討」しなければならない。

●また、治水・利水などの他の目的の大きくは記載されていないかつたものについては、その目的が将来改めて復活しないように、「その意義がない」ことを明瞭に記載しなければならない。

（注）「提言」の内容からかなり離れているので、最終稿までに大幅な変更がなされるに違いないと期待する。

●説明においては、他との協議が必要であることを理由に、検討から早々に落とされた「代替え」項目が散見したが、それでは「検討」、「見直し」の意味は全くなく、「提言」の趣旨に大きく違反する。

●自然環境保全を目的とするものについては、その意義の理解し難いものが多いことに鑑み、その内容について具体的に「検討」しなければならない。

●また、治水・利水などの他の目的の大きくは記載されていないかつたものについては、その目的が将来改めて復活しないように、「その意義がない」ことを明瞭に記載しなければならない。

（注）「提言」の内容からかなり離れているので、最終稿までに大幅な変更がなされるに違いないと期待する。

●説明においては、他との協議が必要であることを理由に、検討から早々に落とされた「代替え」項目が散見したが、それでは「検討」、「見直し」の意味は全くなく、「提言」の趣旨に大きく違反する。

●自然環境保全を目的とするものについては、その意義の理解し難いものが多いことに鑑み、その内容について具体的に「検討」しなければならない。

●また、治水・利水などの他の目的の大きくは記載されていないかつたものについては、その目的が将来改めて復活しないように、「その意義がない」ことを明瞭に記載しなければならない。